

○交番・駐在所等連絡協議会設置運営要綱の制定について（例規通達）

平成27年4月7日群本例規第21号（地）警察本部長

改正

令和2年3月2日群本例規第9号（地）

この度、別添のとおり交番・駐在所等連絡協議会設置運営要綱（以下「要綱」という。）を制定したので、次の諸点に留意し、効果的な運用に努められたい。

なお、交番・駐在所等連絡協議会設置運営要綱の制定について（平成7年群本例規第16号）は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

交番、駐在所又は署所在地（以下「交番等」という。）が地域の安全と平穩の確保に当たるためには、地域住民等の意見、要望等の的確な把握がその前提であることから、地域社会における身近な問題の提示及び地域住民等との検討・協議の場として交番・駐在所等連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を明確に位置付け、その活動をより効果的に推進していくため、この要綱を制定した。

第2 要綱の解釈及び運用上の留意事項

1 連絡協議会の目的（第2関係）

- (1) 連絡協議会の位置付けを所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討・協議することにより、安全で平穩な地域社会の実現を図ろうとするものと明確に規定した。
- (2) 「住民等」とは、地域住民に限らず、所管区内の事業所、所管区に関係する公的機関・団体等に勤務する者等も含むという趣旨である。

2 連絡協議会の設置及び構成（第3関係）

- (1) 連絡協議会は、地域社会の一体性及び共同性に着目して設置することが望ましいことから、原則として、交番等のそれぞれの所管区を単位として設置し、地域社会の多様な意見、要望等をきめ細かく把握して、所管区活動に反映することとした。
- (2) 「原則として」とは、地域社会の成立状況によっては、第7に規定する単位連絡協議会を設置することが適切と認められる場合があることを考慮したものである。

3 委員等（第4関係）

(1) 委員の選定（第4の1関係）

- ア 広く地域住民等からの意見、要望等を聴取するため、委員を特定の者に限定せず、職業、年齢、性別等を考慮して幅広く選定することとした。
- イ 選定に当たっては、長期間、特定の者に依存することのないよう特段の配慮を行うこと。
- ウ 選定する人数については、連絡協議会の円滑な運営と会議の効果等を勘案して、選定するものとするが、所管区の実情や交番等の勤務体制に応じておおむね10人程度により運営すること。
- エ 連絡協議会の効果的な運営を図るためには、地域住民、ボランティア団体、自治体等との連携が不可欠であるので、委員のうち、おおむね半数程度は、コミュニティ・リーダーとしての影響力を考慮し、次の者の中から選定するよう配慮すること。

(ア) 自治会、町会等地域自治組織の役員

(イ) 防犯協会、交通安全協会、ボランティア団体等の公益的な活動を行う団体の関係者

(ウ) 自治体又は公的機関の職員

(2) 委員の任期（第4の3関係）

委員の任期を定めることにより、連絡協議会の活性化を図る趣旨であり、委員の再任を妨げるものではないが、常に、連絡協議会の新陳代謝に配慮すること。

4 運営担当者等（第6関係）

- (1) 連絡協議会は、所管区責任に基づき、交番等の勤務員が一体となって運営に当たることが不可欠であるため、当該勤務員全員を運営担当者とした。また、総括的な責任者として運営責任者を指定することにより、対外的な窓口を一本化し、連絡協議会の円滑な運営を図ることとした。

- (2) 運営責任者には、交番所長が配置されていない交番、駐在所長が配置されていない複数制駐在所及び署所在地にあつては、上級の階級にある者又は先任者を指定すること。
- 5 単位連絡協議会（第7関係）
- (1) 単位連絡協議会は、地域の特性によっては、所管区を分割した連絡協議会の設置や複数の所管区を統合した地域を単位とする連絡協議会の設置がより適切であると認められる場合があることを想定したものであり、第3の1で規定する連絡協議会の特例である。
- (2) 「地域の特性に応じ」とは、地域の一体性、共同性等に着目して、地域の実情を踏まえて設置できるという趣旨である。
- 6 職種等連絡協議会（第8関係）
- (1) 職種等連絡協議会の設置は、第3の1の規定による所管区を単位とした連絡協議会及び第7の1の規定による単位連絡協議会のみではその目的を十分に達成し難い場合において、目的等を限定した連絡協議会を別に設定することができるという趣旨である。
- (2) 「目的等を限定した」とは、次に掲げる連絡協議会を設置する場合等であり、所管区の実情に即して、必要により設置することとしたものである。
- ア 住民の入れ替わりが激しい団地、アパート、マンション等における防犯指導等を推進するため、これらの管理者による連絡協議会
- イ 総合的な繁華街・歓楽街対策を推進するため、これら地域の商店の経営者や雑居ビルの管理者等による連絡協議会
- ウ 外国人居住者等の保護対策を推進するため、外国人居住者等による連絡協議会
- 7 既存の連絡協議会の見直し
- 所管区によって、既存の連絡協議会を整理・統合するなど運用の見直しを行うような場合は、あらかじめ、委員等に十分その趣旨を説明し、理解と協力が得られるように配慮すること。
- 8 会議の開催（第10関係）
- (1) 定期会議の開催（第10の2関係）
- 定期会議は、警察活動の重点、地域の行事等を勘案し、所管区の実情に応じて効果的な時機を選定し、あらかじめ年間計画を策定するなどして、年1回以上開催するよう努めること。
- (2) 臨時会議の開催（第10の3関係）
- 地域で犯罪等が連続的に発生し、住民等に不安が生じている場合等においては、情報の正確な伝達、緊急時における連絡方法の確立、必要な協力要請等を行い、地域住民の不安感の解消に努めるほか、住民と共に対策を検討・協議し、その結果を警察活動に反映するなど連絡協議会を効果的に開催すること。
- (3) 会議の出席者（第10の4関係）
- ア 地域警察活動を効果的に推進するため、会議の構成員のみならず、広く地域住民等の参画を得た開催が望ましいことから、会議の議題等に応じて、次のような委員以外の地域住民等の参加を求めて開催すること。
- (ア) 地域で児童対象の声掛け事案が連続発生しているような場合は、学校関係者、PTA等
- (イ) 街路灯の設置要望等の環境整備問題については、対象地区の自治会役員や住民等
- (ウ) 独居老人の安全対策等については、自治体やボランティア団体の関係者等
- イ 委員以外の者に会議への参加を要請する場合は、警察署地域警察幹部等と検討し、会議の議題にふさわしい者を選考すること。
- 9 連絡協議事項（第11関係）
- (1) 連絡協議会の会議は、警察からの連絡や地域住民等の意見、要望等の聴取のみに終わることなく、相互に必要な検討・協議を通じて地域住民等と共に地域における諸問題の対応策を見いだすこと。
- (2) 連絡協議事項としては、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穩に関する問題を挙げているが、地域住民等からの意見、要望等を踏まえ、次の事項等について、具体的な議題を決めて協議・検討すること。
- ア 交番等の活動状況
- イ 地域住民等に身近な事件、事故等の発生状況

ウ 地域の抱える祭礼等の催事、行事等の進め方

(3) 連絡協議会の開催に当たっては、広報紙、統計資料等の効果的な活用に配慮するほか、要望事項等の措置状況については、速やかに参加者に連絡するとともに、当該措置を実施するため時間を要するような問題等については、計画的に推進するなど適切な処理が行われるように配慮すること。

10 留意事項（第12関係）

(1) 連絡協議会は、交番等の勤務員が所管区責任に基づいて運営するものであるが、効果的かつ適切な運営を図るためには、警察署の支援活動が不可欠であることから、警察署及び地域部地域課においても、その推進状況を具体的に把握して、必要な支援措置及び指導を行うとともに、他機関及び他部門との連絡調整等については、警察署地域警察幹部が積極的に行うなど支援体制の確立を図ること。

(2) 連絡協議会の運営を通じて、交番等の勤務員の自主性、積極性及び創造性の伸張と問題解決能力の醸成が図られ、個々の地域警察官の実務能力が向上するよう指導すること。

11 報告

連絡協議会の運営を通じ、地域住民等の意見、要望、防犯上の好事例等の管内実態把握上の成果があった場合は、その都度、地域部地域課長を経て、報告すること。

別添

交番・駐在所等連絡協議会設置運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所等連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の活動を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番、駐在所又は署所在地（以下「交番等」という。）の所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故、災害等（以下「犯罪等」という。）の未然防止並びに被害の拡大防止及び回復を図り、並びに的確な検挙活動等を行うため、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討・協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするものである。

第3 連絡協議会の設置及び構成

1 警察署長（以下「署長」という。）は、原則として、交番等の各所管区を単位として連絡協議会を設置するものとする。

2 連絡協議会は、委員及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

第4 委員等

1 委員は、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して幅広く選定するものとする。

2 委員の選定に際しては、各部門と緊密に連携して総合的に決定するものとする。

3 委員の任期は、おおむね2年とし、再任を妨げないものとする。

4 連絡協議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 会長は、連絡協議会を代表するものとする。

第5 委員の委嘱等

1 委員の委嘱は、署長が委嘱状（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

2 委員には、身分証明書（別記様式第2号）を貸与するものとする。

3 署長は、委員がその任務を遂行するのに適さない理由があると認めた場合は、任期中にかかわらず、これを解嘱することができるものとする。

4 署長は、委員がその身分を失った場合は、身分証明書を返納させるものとする。

5 署長は、連絡協議会委員名簿（別記様式第3号）を備え付け、常に整備しておかなければならない。

第6 運営担当者等

1 連絡協議会の運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員とする。

2 運営担当者は、委員その他の参加者を随時訪問し、必要事項の連絡に当たるものとする。

3 署長は、運営担当者のうち、交番所長等を連絡協議会の運営責任者として指定するものとする。

4 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

第7 単位連絡協議会

1 前記第3の1の規定にかかわらず、署長は、地域の特性に応じ、所管区を分割し、又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、当該所管区を分割し、又は統合した地域を単位とする連絡協議会を設置することができるものとする。

2 前記第3の2から第6の4までの規定は、前記1の連絡協議会について準用するものとする。

第8 職種等連絡協議会

1 署長は、職種、地区等に着目して連絡協議会を設置することが効果的であると認められる場合は、前記第3の1又は第7の1の連絡協議会のほか、目的等を限定した連絡協議会を別途設置することができるものとする。

2 前記第3の2から第6の4までの規定は、前記1の連絡協議会について準用するものとする。この場合において、前記第3の3中「職業、年齢、性別等を考慮して幅広く」とあるのは、「この目的等に則して」と読み替えるものとする。

第9 設置等の報告

署長は、連絡協議会（前記第7の1又は第8の1に定める連絡協議会を含む。以下同じ。）を設置し、又は改廃した場合は、その都度、交番・駐在所等連絡協議会設置（改正・廃止）報告書（別記様式第4号）により、地域部地域課長（以下「地域課長」という。）を経て報告するものとする。

第10 会議の開催

1 連絡協議会の会議は、定期会議及び臨時会議とし、会長が運営責任者と協議して招集する。

2 定期会議は、年1回以上開催するものとする。

3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要な生じた場合に、随時開催するものとする。

4 会議は、連絡協議会の構成員のほか、会議の議題等に応じて、随時地域住民及び地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。

5 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

6 署長は、連絡協議会を開催した場合は、その都度、施策関係報告の書式例の制定について（平成24年群本例規第9号）に規定する施策関係報告書により、地域課長を経て報告するものとする。

第11 連絡協議事項

連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穩に関する問題について連絡をするとともに、地域住民等から意見、要望等を聴いて相互に必要な検討・協議を行うものとする。

第12 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次の諸点に留意し、真に効果が上がるよう努めるものとする。

1 警察署地域警察幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、所管区の勤務員に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて、他機関との連絡調整、具体的な支援体制等をとるなど適宜適切な措置を執ること。

2 前記1に定めるもののほか、署長は、必要な場合に関係部門の幹部等を会議に参加させ、又は支援させるなど組織的かつ効果的な運営に努めること。

3 地域部地域課においては、各警察署における推進状況を把握するとともに、必要な指導を行うこと。

別記様式省略